

平成 26 年度 厚岸湖・別寒辺牛湿原学術研究奨励補助研究 報告書要旨

「厚岸町における生態系サービスへの支払制度構築のための社会基礎調査」

国立環境研究所 特別研究員 庄山紀久子

生物多様性の損失は生態系機能とそれらを基盤として供給される生態系サービスにも影響を与えることから、地域レベルでの影響評価や保全に対する取り組みが求められている。一方で、地域社会における生態系保全を目的とした制度として生態系サービスへの支払い制度の導入が期待されているが、制度の導入には地域固有の社会的背景を考慮した分析が必要とされている。本研究では、歴史的に自然資源と深い関わりのある厚岸町を事例研究の対象として、地域住民の生態系サービスに対する選好を明らかにすることを目的に、聞き取り調査および保全制度に対する選好についてアンケート調査に基づいた分析を行った。

まず選好調査のための基礎的な地理情報として、既存のデータから保全優先地域の抽出を行った。抽出には国際自然保護連合の生物多様性保全重要地域選定基準によって選定された Key Biodiversity Area 地域を参照した。厚岸町管内において保全優先地域に含まれる面積は 367.61 km² であり、町の総面積の半分を占めていた。このうち約 3 割は既に道立自然公園として保護区域に指定されており、河川・湖沼、海水域はほぼ保護区域に指定されているが、森林は 41%、湿地は 23% が現行の公園指定区域外に分布していた。また内陸東部の一部には農地も若干含まれていた。

国勢調査および農林業センサスの地理情報を重ねると、総人口のおよそ半数の居住地が保全優先区域に含まれていた。これは主に市街地が一部含まれているためであるが、東部の農地周辺の集落も保全優先地域に含まれていた。農家 79 戸、林家 171 戸が含まれており、主に若松、別寒辺牛、糸魚沢、トライベツ、大別、太田地区に分布していた。

日本国内の保全優先地域は、そのほぼ半数が保護区域に設定されておらず、適切な管理が必要であるとされている。しかし、多くの地域は居住環境と隣接していることから、その管理形態は、それぞれの地域の状況に合わせて検討しなければならない。厚岸管内の保全優先区域は海岸側の市街地および内陸の農村集落に隣接しており、これらの地域を中心に、今後の居住状況や保護区域設定と土地利用の関係について、住民の選好調査の結果と合わせてさらに分析を進める予定である。